

令和2年4月17日
新型コロナウイルス
感染症対策本部会議資料
健康福祉部高齢者支援課

レモンキャブの特例運行について

1 概要

新型コロナウイルスが感染経路を特定できない状況で急激な拡大をしており、市内においても感染者が発生している状況を踏まえ、利用者、運行管理者及び運行協力員の方々への感染拡大を防止するため、レモンキャブの運行については、利用者を制限した上で、以下のとおり特例運行をする。

- (1)すでに予約をしている利用者については、原則、その予約日に利用することができるものとする。ただし、新型コロナウイルスの感染状況等により、急遽利用ができなくなる可能性がある。
- (2)これから新たに予約を入れる利用者については、人工透析、慢性疾患等の通院（福祉施設への通所を含む）でレモンキャブ以外の交通手段への代替手段をとる事が困難な方に限り、従来の2か月先の予約を1か月先までの予約と変更した上で、利用することができるものとする。
なお、特例運行の内容については、市より利用者へ周知する。

2 期間

令和2年4月20日(月)以降

3 その他

令和2年5月初旬の運行管理者会議にて、感染状況等を踏まえ、今後の対応について改めて検討する。